

# 著作権法が行く手

## 平成30年改正が描く未来像

神戸大学大学院  
科学技術イノベーション研究科・法学研究科

教授 島並 良

# はじめに

## 本報告の目的

- 「デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備」にかかる改正
  - 非享受利用（新30条の4）
  - コンピュータ利用目的利用（新47条の4）
  - 情報処理付随軽微利用（新47条の5）



- 法規範の柔軟性とは
- 著作権法の未来像
  - 法実務への影響
  - 立法への影響
  - 知財法学への影響

KOBÉ UNIVERSITY

## 法規範の柔軟化とは

ルールvs.スタンダード

**ルール型規範** (e.g. 時速40km制限)

↓

- (諸) 要件→効果
- 規範内容を**事前**に**立法**が特定
- for 明確性、予見可能性 (安定性)

**スタンダード型規範** (e.g. 危険運転禁止)

- 諸事情総合考慮→効果
- 規範内容を**事後**に**司法**が特定
- for 事案に応じたきめ細かな処理 (妥当性)

3

KOBÉ UNIVERSITY

## 法規範の柔軟化とは

形式vs.内容

○ 規範の**形式** (定め方) の問題  
 × 規範の**内容** (効果発生の容易さ、頻度) の問題

⇒ 権利制限規定の**柔軟化**は  
 必ずしも**権利制限範囲の拡大 (著作権の弱化) に直結しない**

e.g. [時速40km制限] を [危険運転禁止] に置き換えても  
 交通違反と認定され易いとは限らない

既存の権利制限規定に「追加」して新たな条項を置いて初めて  
 権利制限範囲が拡大する (新条項の柔軟さに関わりなく)

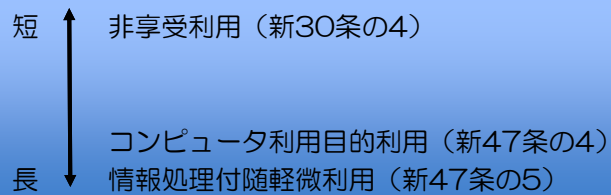
e.g. [時速40km制限] に [総重量20t制限] を追加すると  
 交通違反と認定され易い

4

## 本改正による柔軟化の内容と程度

本改正は社会におけるデジタル化・ネットワーク化の進展に対応してどの程度、規範を柔軟化させたか？

- 条文の長さに着目してみよう



- 条文が長くなる（1つの）要因： 特定の事象を正確に捉える

5

## 本改正による柔軟化の内容と程度

非享受利用（新30条の4）

- 本文が非享受利用の一般規定であり、**大幅に柔軟化**

コンピュータ利用目的利用（新47条の4）

- 各項本文がコンピュータ利用に必然的に伴う著作物利用の一般規定であり、（目的の限定あるものの）**ある程度柔軟化**

情報処理付随軽微利用（新47条の5）

- 所在検索、情報解析、その他政令で定めるものに対象を限定し要件も具体的なため、**ほぼ柔軟化なし**

6

## 法実務への影響

### 非享受利用（新30条の4）

- 例示された各号は（おそらく3号も含め）現行法でも適法
- しかし、本文の対象がかなり広いため**影響大**

### コンピュータ利用目的利用（新47条の4）

- 散在する現行法規定を整理統合したものであり、一部要件緩和部分を除き**あまり影響ない**

### 情報処理付随軽微利用（新47条の5）

- 個別規定により新設された権利制限部分は**影響ある（ただし柔軟化の影響ではない）**

新規ビジネスの刺激に

7

## 法実務への影響

特に、非享受利用（新30条の4）の射程が問題に

∴ コンピュータの利用に限られない一般則

- リバースエンジニアリング…非享受（中岡文化庁次長国会答弁）
- 映像表現技術開発のための試験上映会…享受（同上）
- 音楽教室での楽器演奏…？
  - 音楽を知覚した上での演奏技術向上が最終目的（中間段階における手段としての享受をどう考えるか？）
  - cf. ダンス教室における音楽CD演奏

8

## 立法への影響

権利制限規定を巡る立法過程では、ヒアリング等により産業界から意見を募り、改正のニーズ（「立法事実」）を探る作業が行われる  
e.g. 文化審議会著作権文化会報告書（平成29年4月）

- 立法コストをかけて現在のニーズが判明した場合に、具体的な個別制限規定によってそれに応えることは当然
- しかし、柔軟な制限規定の存在価値は環境変化への迅速・安価な対応  
⇒ 規範を柔軟化する目的とその手法とがマッチしていない
- 今後の立法に向けて
  - 立法事実としては、「古い革袋（現行著作権法）が新しい酒（ネット／デジタル社会）に適合し難い」ということで充分ではないか？
  - 個別制限立法までのセーフハーバーとして、公正利用の一般条項（日本版フェアユース規定）を置くべき？

## 知財法学への影響

投げかけられた理論的課題

：権利制限（ひいては知財権の保護範囲）を支える正当化根拠は？

審議会報告書（38頁以下）の立場

1. 著作物の本来の利用ではない（非本来の利用論）
2. 権利制限しても、著作権者の利益を通常害さない（新30条の4、新47条の4）、または権利者に及び得る不利益が軽微（新47条の5）（利益非侵害／利益侵害軽微論）

↑いずれも検討すべき理論的問題を孕む

## 知財法学への影響

### 第1の問題：非本来的利用論

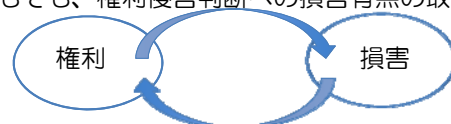
- 審議会報告書（45頁）によると
  - 著作物の「本来的利用」：著作物の**本来的市場と競合**する利用
  - 著作物の本来的市場：著作物を（その**本来的用途に沿って**）**作品として享受**させることを目的として公衆に提供・提示することに係る市場
- 「本来的利用」のみに知財権の効力が及ぶとの一般則のあらわれ？  
cf. 商標法26条1項6号：商標的使用
- しかし、創作法については、知財権によって付与される**創作誘因**が「本来的利用の独占」だけに限定される理由はないのでは？  
（創作誘引効果あるなら、非本来的利用の独占も許される？）

11

## 知財法学への影響

### 第2の問題：利益非侵害／利益侵害軽微論

- 権利者の利益を害しないから侵害なしとの理解は、保護すべき著作権者の利益を予め措定し、その毀損を権利範囲画定の基準にしている
- しかし一般には、損害の有無は権利侵害判断（差止請求の認否）では考慮せず、損害賠償の限りで考慮するとの前提（**物権的保護との整合性**）
- そもそも、権利侵害判断への損害有無の取り込みは**循環論法**？



- さらに軽微論については、その軽微な利益侵害の集積をどう考えるか？

12

## おわりに

- 著作権も他の私権同様、他者の権利・利益との衡量の上で成立しうる
  - 新たな（二次）創作者…表現の自由
  - 享受者（消費者）…情報アクセスの自由
  - 享受すら行わない利用者
  
- どのような手段で衡量を行うか？
  - 著作権法に内在する規範
    - 権利発生の要件（著作物性）
    - 権利侵害の要件
      - 請求原因
      - 抗弁 ← 権利制限はこの一場面に過ぎない
  - 著作権法に外在する規範
    - 権利濫用

13

ご清聴ありがとうございました

島並 良

<https://sites.google.com/site/shimanamiryo/>  
 mail to : ryo@kobe-u.ac.jp

14